

一般財団法人Nスポーツコミッショナヨロスポーツ賞表彰要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、一般財団法人Nスポーツコミッショナヨロ（以下「当法人」という。）表彰委員会規程第3条2項に基づき、スポーツ賞表彰に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要領において使用する用語については、次のとおりとする。

- (1) 「全国的統括競技団体」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア、公益財団法人日本スポーツ協会及びその加盟団体
 - イ、公益財団法人日本中学校体育連盟
 - ウ、公益財団法人全国高等学校体育連盟
 - エ、各種目大学連盟
 - オ、上記アからエと同等と思われる団体
- (2) 「国際大会」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア、オリンピック大会
 - イ、世界選手権大会
 - ウ、アジア大会
 - エ、ユニバーシアード大会
 - オ、ワールドカップ大会
 - カ、上記アからオと同等と思われる大会
- (3) 「全国的競技大会」とは、次に掲げるものをいう。
 - ア、国民体育大会
 - イ、全日本選手権大会
 - ウ、全日本学生選手権大会
 - エ、全国高校総合体育大会
 - オ、上記アからエと同等と思われる大会
- (4) 「抜群の成績」とは、3回以上3位以内の成績をいう。

(表彰の対象)

第3条 表彰候補者は次のいずれかに該当するものを対象とする。

- (1) 名寄市に居住する個人又は団体
 - (2) 名寄市を主たる活動の場とする個人又は団体
 - (3) 名寄市で9年間の義務教育課程を修了など、表彰の対象となる礎を名寄市で築いた個人
- 2 前項1号の表彰候補者は、1年以上名寄市に在住しているものでなければならない。
- 3 過去に第4条の表彰を受けたことがあるものは、前回と同様の表彰は受けることができない。
ただし、団体種目においては構成メンバーの半数以上が代わっている場合はその限りではない。
- 3 表彰は、毎年9月1日現在の該当者を選考するものとし、競技会等における成績は前年9月2日以降のものを参考にする。

(表彰の種類及び基準)

第4条 表彰の種類及び基準は、次に該当する個人又は団体とする。

1 スポーツ栄誉賞

- (1) 国際大会において優秀な成績を収めたもの
- (2) 全国的統括競技団体が主催する全国的競技大会において抜群の成績を収めたもの
- (3) 日本記録を樹立したもの

2 スポーツ賞

- (1) 全国的統括競技団体が主催する全国的競技大会の北海道予選大会において優勝もしくは準優勝したもの
- (2) 全道記録を樹立したもの
- (3) 全国競技大会において6位以内入賞したもの
- (4) 職域、流派等の全国大会において優勝もしくは準優勝したもの
- (5) スポーツ賞は高校生以上を対象とする。
- (6) 上記1号から4号の基準を満たした場合においても、その競技大会等の参加人数が著しく少數であった場合は、スポーツ奨励賞を適用する。

3 スポーツ奨励賞

- (1) 職域、流派等の全道大会において優勝もしくは準優勝したもの
- (2) 全国競技大会の北海道予選大会を経て、全国的競技大会への出場権を得たもの
- (3) 年代・学年別又はマスターズ大会及びスポーツレクリエーション大会等の全国大会で6位以内入賞及び全道大会において優勝もしくは準優勝したもの
- (4) スポーツ奨励賞は高校生以上を対象とする

4 ジュニアスポーツ奨励賞

- (1) 第4条2項のスポーツ賞に該当する成績を収めた中学生以下の個人又は団体
- (2) 第4条3項のスポーツ奨励賞に該当する成績を収めた中学生以下の個人又は団体
- (3) ジュニアスポーツ奨励賞は、受賞時において小学5年生以上とし、団体種目においては構成メンバーの半数以上が小学5年生以上でなければならない
- (4) 義務教育期間における成績で表彰を受けようとする場合は、高校生であってもジュニアスポーツ奨励賞を適用する

5 スポーツ功労賞

- (1) 本市体育界全般、もしくは地域社会の体育・スポーツの発展に特に功労のあったもの
- (2) 加盟団体の役員として年齢65歳以上で、20年以上団体の育成・発展に尽力をしたもの
- (3) 各加盟団体の推薦は当該年度1名とする。

6 特別賞

- (1) 本法人の発展のため、特別に貢献尽力されたもの
- (2) 前各号の他に会長が特に必要と思われるもの

(推 薦)

第5条 表彰候補者の推薦は、別紙様式1により定められた期日までに推薦するものとする。ただし、加盟団体以外にあっては会長が推薦するものとする。

2 児童、生徒を推薦する場合は、加盟団体の会長は当該学校長と協議し、同意を得て推薦するものとする。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は表彰委員会で選考し、理事会で決議する。

2 この要領の第4条に定める表彰の種類及び基準以外に表彰委員会で特例に選考された個人又は団体があった場合は、理事会の決議をもって表彰の対象とすることができる

(委 任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 9年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 9年 9月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年 8月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年 8月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。